

# 山形県公報

平成30年12月4日(火) 第3000号

毎週火・金曜日発行

目	次
	· ·

### 公 告

○大規模小売店舗の変更の届け	<u> </u>	(商業・	県産品振興課)	$\cdots 1135$
○同		(	同 )	…1136
○大規模小売店舗の廃止の届品	Ц·····	(	同 )	… 同
○県営住宅入居者の一般公募・		(置賜総	合支庁建築課)	1137

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び最上総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに新庄市役所において平成31年4月4日まで縦覧に供する。

平成30年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 郷野目ストア泉田店 新庄市大字泉田字往還東39外
- 2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の 氏名

(変更前)

名	称	住	所	代表者	の氏々	名	
株式会社郷野	目ストア	新庄市沖の町10番7号		郷野目	茂	子	

#### (変更後)

名称		住	所	代表者の氏名	
株式会社郷野目スト	ア	新庄市沖の町10番7号		   郷 野 目	

3 変更年月日

平成20年10月1日

4 届出年月日

平成30年9月25日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成31年4月4日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び最上総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに新庄市役所において平成31年4月4日まで縦覧に供する。

平成30年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

 大規模小売店舗の名称及び所在地 郷野目ストア泉田店 新庄市大字泉田字往還東39外

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の 氏名

(変更前)

名	称	住	所	代表者	の氏	名
株式会社郷野目ストア		新庄市沖の町10番7号		郷野目	_	彦

#### (変更後)

名	称	住	所	代表者	の氏	名	
株式会社郷野目ストア		新庄市沖の町10番7号		郷野目	弘	美	

3 変更年月日

平成28年9月7日

4 届出年月日

平成30年9月25日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成31年4月4日までに知事に提出することができる

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗 面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成30年12月4日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社郷野目ストア 新庄市沖の町10番7号 代表取締役 郷野目 弘美
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

郷野目ストア泉田店

新庄市大字泉田字往還東39外

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(廃止前) 2,352.91平方メートル

(廃止後) 0平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日 平成30年9月25日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のと おり行う。

平成30年12月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

		1=17											
		搬	<b>但</b> 有				<b>但 有</b> 東		旧有浦				
		敷金	3月分	いたまれて、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは	6 O 独								
		収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	26,600	26, 600	28, 100	28, 900	25, 800	25,800	27,700	24,800	47, 100	49, 900	29, 300
	佈員	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	日 23,000	23, 000	24, 400	25, 000	22, 300	22, 300	24, 000	21, 500	40, 800	43, 200	25, 300
		収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	20,100	20, 100	21, 300	21, 900	19, 500	19, 500	21,000	18, 800	35, 700	37,800	22, 200
		収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	日,900	17, 900	18,900	19, 400	17, 300	17,300	18,600	16, 700	31, 700	33, 500	19, 700
	ᄴ	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	日5,600	15, 600	16, 500	17, 000	15, 100	15, 100	16, 300	14, 600	27, 700	29, 300	17, 200
		収入が 104,000円 以下の者	E	13, 500	14, 300	14, 700	13, 100	13, 100	14, 100	12,600	24,000	25, 400	14, 900
		<b>公</b>	一般用	匝	恒	匝	1111	<u> </u>	匝	恒	1111	特定目的用 (高齡·身障者用)	一般用
		公戸条数	1	2	П	-	4	23	3	П	П	2	2
	奉	1戸当たり 住戸専用 面 積	平方メートル 55.7	55.7	58.0	58.4	58.0	58.0	59.4	55.7	74.4	9.22	59.4
	規	住宅形式	3 D K	冝	恒	匝	匝	<u>i¤</u>	匝	恒	恒	1111	匝
秦		所在地	長井市台町3- 1	Ш	司 3-	同 成田3102 -3	西置賜郡小国町 大字兵庫舘三丁 目 3 — 9	<u>l¤</u>	国 3 - 8	同 台鷹町 大字荒砥こ1482 - 1	同 725 — 1	旦	同 飯豊町 大字萩生3893- 3
県営住宅の名称等		名泰	県営小出アパー ト1号	匸	同 2 号	同 成田アパート	同 小国アパー ト1号	匸	同 2 号	同白鷹アパート	同 あらとアパ ート1号	同 2号	同

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の 所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

#### 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。
  - イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
    - (4) 入居者又は同居親族に障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
      - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
      - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
      - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
    - (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
    - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
      - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
      - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
      - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
    - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

#### 3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。
- 4 申込期間及び方法
  - (1) 申込期間 平成30年12月10日から同月14日までの午前10時から午後5時まで ただし、郵送の場合は、平成30年12月14日までの消印のあるものに限り有効とする。

平成30年12月4日(火曜日)

山 形 県 公 報

第3000号

777 T 10 T	
(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先	
米沢市金池七丁目1番50号	
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所	
5 入居の時期 平成31年2月上旬	
5 八店の時期 十成31年2月上旬	

